

2024年6月4日

環境大臣 伊藤 信太郎 様
自然環境局国立公園課長 番匠 克二 様
北海道地方環境事務所長 牛場 雅己 様
釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏 様

〒003-0026 札幌市白石区本通南1丁目2-38
一般社団法人北海道自然保護協会
会長 在田 一則

世界自然遺産知床における携帯電話基地局設置についての質問

貴職らにおかれては日頃から世界自然遺産でもある知床国立公園の自然環境の保全にご尽力いただき敬意を表します。

当協会は、5月15日付で、総務大臣、環境大臣、国土交通大臣、林野庁長官、および北海道知事、斜里町長、羅臼町長に「世界自然遺産知床における携帯電話基地局の設置についての意見」を提出し、貴職らがメンバーである「知床半島地域通信基盤強化連携推進会議」が進めている知床半島における携帯電話基地局を設置する事業、特に知床半島先端部の知床岬地区における携帯電話基地局の設置に対し強く反対する旨を申しあげました。

当協会は、国立公園特別保護地区であり世界自然遺産のコアエリアの陸と海の統合のシンボルとも言える知床岬地区における携帯電話基地局設置はこの地域の自然に対し極めて大きな影響を与えることはもちろんですが、同時に、知床岬地区において携帯電話基地局を設置する目的と必要性にも大きな疑問がありますので、改めてこの計画に対する私たちの疑念を申しあげますとともに、当該携帯電話基地局設置工事を中止することを求めます。

お忙しいところ恐縮ですが、以下の質問・疑念に6月18日までにご回答をくださるようお願いいたします。

1. 2024年4月26日開催の知床半島地域通信基盤強化連携推進会議における資料4の「知床半島地域通信基盤強化プロジェクトにおける環境省の取組」には「知床岬地区は国立公園・世界自然遺産地域のコアエリア」であることが記された上で、「基地局の設置について、景観・環境への配慮について調整を実施」と記されています。ここでの「調整」とは具体的にはどういうことを意味しているのか、ご回答ください。

2. 本件では、国立公園特別保護地区であり世界自然遺産知床の象徴とも言える知床岬地区において約7,000 m²(約84 m×約84 m)の太陽光発電施設・蓄電池施設を建設し、約2 kmの送電ケーブルを敷設すると言われてしています。これほど「大規模」な工事(自然改変)を行うには、当然にも世界自然遺産の審査機関である国際自然保護連合(IUCN)および知床世界自然遺産地域の保護管理に関する事項について検討をする知床世界自然遺産地域科学委員会(以下、科学委員会という)に対して事業の内容を詳細に報告し、科学的なデータに基づいて陸域と海域の統合的な管理に必要な助言を得る必要があると考えます。これに関連して以下のことを伺います。
 - 2-1. 『世界遺産条約履行のための作業指針』(環境省仮訳 2021年3月)の項目172には「世界遺産委員会は、条約締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元又は新規工事を、条約の下に保護されている地域において実施する場合若しくは許可しようとする場合は、その旨を事務局を通じて委員会に通知するように要請する。」とあり、さらに「資産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で(例えば、具体的な事業の基本(計画、設計)書を起草する前に)、また、変更不可能な決定を行う前の段階で、通知することが求められる。」とあります。以上の項目172を踏まえ、本件の事業について世界遺産委員会に何時どのような内容を通知したのかお教えてください。
 - 2-2. 公開されている科学委員会の議事概要によると、本件は2023年度第1回科学委員会(2023年8月29日開催)において「議事(7) 知床半島における通信環境の改善について」として取り上げられ、第2回科学委員会(2024年2月19日開催)では「議事(7)その他」で環境省から説明があったようです。第1回科学委員会での議事(7)の資料7「知床半島における通信環境の改善について」には、「知床地域における携帯電話基地局整備の全体像(イメージ)」がありますが、当日は、太陽光発電施設や蓄電池施設の正確な配置図や自然を改変する範囲の正確な面積、約2 kmの送電ケーブルの敷設面積やその工事施工方法、さらにこれらの施工に伴う工事用道路の設計などをもとに説明がなされたと思いますが、それらの図面類を公表してください。

また、資料7「世界遺産条約と基地局整備との関係」には、「大規模な復元又は新規工事等をする場合の(世界遺産委員会への)通知について、定められている」として、上記の『世界遺産条約履行のための作業指針』の項目172の一部を引用しています。しかし、「当該許可(工事の許可)に際しては、保護担保措置たる各法令の許可基準等に照らして厳密に審査される。」、「当該整備による影響を最小限にすべく設置位置や規模等の検討・調整を実施してきた。」とし、「以上により、今般の携帯電話基地局整備は、知床世界自然遺産地域の『顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な新規工事』には該当しないと認識している。」としています。しかし、当該事業は「知床半島地域通信基盤強化連携推進会議」が進めている事業であり、その構成員である環境省が「『顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な新規工

事』には該当しない」と決定するのは真におかしなことです。この判断は科学的なデータに基づいて陸域と海域の統合的な管理に必要な助言を行う目的で設置され、知床世界自然遺産地域の保護管理に関する事項について検討する知床世界自然遺産地域科学委員会が行うべきですが、その判断に必要な十分な資料を提供したのでしょうか。ご回答ください。

3. 環境省が2023年10月に策定した『知床国立公園管理計画書』では、[3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項]の「(2)地域区分毎の自然景観の保全」「①先端部地区」(13ページ)に、「当該地域の自然景観の保全は特に厳正に行う」としています。さらに、21ページの「5.公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項」では、「原則として、先端部地区、知床連山地区、知西別岳及びその周辺地区等の遺産地域管理計画のA地区においては、各種の行為について極力抑制を図る」とした上で、「発電施設」(24～25ページ)については「知床はオジロワシ、クマゲラ、希少な海鳥等の繁殖地であり、また千島からカムチャツカに至る渡り鳥飛行ルート上に当たる。風力発電については、これら鳥類の衝突事故が発生する懸念があるため、家庭用等ごく小規模なもの以外の新設は認めない。」、「水力発電については、(中略)小規模な水路における家庭用等、ごく小規模なもの以外の新設は認めない。」、「太陽光発電については、大規模なものは認めない。」とあります。ここでの太陽光発電での「大規模」の規模が不明ですが、風力発電や水力発電では家庭用などのごく小規模なものとしているので、一般家庭の屋根などに設置している程度の規模と考えられます。したがって、『知床国立公園管理計画書』から類推すると、知床岬地区での太陽光発電施設として許されるのは「家庭用等ごく小規模なもの」と考えますが、いかがでしょうか。ご回答ください。

一般的な感覚からすれば、今回の知床岬地区での携帯電話基地局設置工事は疑いようのない「大規模」なものですが、環境省は、明確な根拠を示すことなく「今般の携帯電話基地局整備は、知床世界自然遺産地域の『顕著な普遍的価値(OUV)に影響する可能性のある大規模な新規工事』には該当しないと認識している」としております。

『知床国立公園管理計画書』、また景観なども考慮した一般的な常識に照らして、当該携帯電話基地局整備における大規模な太陽光パネルが「顕著な普遍的価値(OUV: Outstanding Universal Value)」に影響する可能性のある大規模な新規工事には該当しないとする根拠をお示しください。

4. 知床岬地区は容易にアクセスができる場所ではありません。そのようなところに太陽光発電設備を設置することには防災上からも極めて大きな問題があります。2014年に消防庁消防研究センターが発表した報告書『太陽光発電システム火災と消防活動における安全対策』(消防研究技術資料83号)には、太陽光発電システムは「放電時のエネルギーも大きいため、事故の際の出火の可能性も高い」とした上で、「出火したり火災に見舞われたりしても、日射があれば電力を供給し続けるので、感電の危険や放電による再出火の可能性があると記述されています。今回計画されている太陽光発

電施設が万一何らかの事故に遭遇し出火した場合、その消火は非常に困難なものとなる
ことが容易に想定され、知床世界自然遺産地域内での大規模な山火事が懸念されま
す。これについてはどのような対応をお考えでしょうか。ご回答ください。

5. 新聞報道などでは、当該工事の内容は約7,000 m² (約84 m×約84 m)の太陽光発電施設・
蓄電池施設と約2 kmの送電ケーブルの敷設とされていますが、それぞれの工事实施図
面や各施設の仕様、また付随する工事用道路や施設の実施図面などを公開してくださ
い。

以上